

平成29年7月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 平成29年7月18日(火) 12時59分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 招集者 双葉町農業委員会会長 藤田 博司

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

5. 出席委員

| | | | | | |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| 議席1 | 空 席 | 議席2 | 西 内 芳 德 | 議席3 | 泉 田 健 一 |
| 議席4 | 欠 席 | 議席5 | 高 田 喜 寿 | 議席6 | 澤 上 榮 |
| 議席7 | 西 尾 富 雄 | 議席8 | 大 橋 利 一 | 議席9 | 熊 利 美 |
| 議席10 | 小 川 貴 永 | 議席11 | 吉 田 晴 男 | 議席12 | 井 上 寛 |
| 議席13 | 渡 邊 重 友 | 議席14 | 藤 田 博 司 | 議席15 | 空 席 |

6. 欠席委員

議席4 木幡 治 委員

7. 職務のため会議に出席した者の氏名

| | |
|-----------------|-------|
| 産業課長兼農業委員会事務局長 | 志賀 陸 |
| 課長補佐兼商工労政係長(併任) | 中野 弘紀 |
| 主事(併任) | 酒井 夕紀 |

8. 開 会(事務局長)

○志賀事務局長

(会議が始まる前に配布資料の訂正を行う。)

それでは、誠にすいません、定刻前でございますが全員お揃いになりましたものですから、只今より双葉町農業委員会7月定例総会を開催いたします。会長から挨拶をお願いし

ます。

9. 会長挨拶

みなさんこんにちは。熱中症などとすいぶん騒いでいるうちに九州北部ではだいぶ洪水、そして死者なども多数で出られたと、また新潟と福島県でも豪雨がひどいというようなことが報道されております。非常に異常気象なことなのかもしれません。

こちらの方ではどうかわかりませんけれど、埼玉県のほうでは、雨がいくら梅雨に入つても雨量が少なくて、畑作などについては水不足というような、田んぼについては熊谷から（水が）来ているので大丈夫みたいで、そのような状況のようです。

農業をやっていく上については天候と一緒に向き合っていかなくてはいけないということで、それを、知恵を絞りつつ農業に励んでいっていただきたいと思います。特に皆さん方もこの暑さで熱中症等々にならないように、皆さん注意していただきたいと思います。私からは以上です。

10. 議 事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。それでは双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

◆議長(藤田会長)

議事に入る前に 4番 木幡 治 委員から欠席の旨、連絡がありましたので報告いたします。

ただ今の出席委員は12名です。

定足数に達しておりますので、これより平成29年7月定例総会を開催いたします。

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、お手元の資料 3 ページでございます。会務報告。平成29年7月定例総会。報告させていただきます。

(会務報告を朗読)

◆議長(藤田会長)

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りをいたします。

議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた

2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声)

◆議長(藤田会長)

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には7番 西尾富雄 委員、11番 吉田晴男 委員の両名を指名いたします。

日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」及び議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。

両議案は農地の交換の案件であり、関連がありますので一括審議したいと思います。

皆さまにお諮りいたします。議案第1号及び第2号について、一括審議することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、皆さまのお手元の4ページ、5ページになります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について。農地法第3条第1項及び同法施行令第3条の規定に基づき、所有権移転の許可申請があつたので審議に付す。平成29年7月18日提出。双葉町農業委員会会長 藤田博司。

5ページでございます。番号1、譲渡人 双葉町大字山田字*****番地 *****。譲受人 双葉町大字山田字*****番地 *****。土地の表示、大字山田字*****。地目田、面積301平方メートル。当事者経営地、譲渡人、田9, 653平方メートル、畠4, 280平方メートル、計13, 933平方メートル。譲受人労働力2人、移転理由、交換。譲受人、田25, 340. 49平方メートル。畠3, 017平方メートル。合計28, 357. 49平方メートル。労働力、3人。移転理由、交換でございます。

続きまして、19ページ、20ページをご覧いただきたいと思います。議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について。農地法第3条第1項及び同法施行令第3条の規定に基づき、所有権移転の許可申請があつたので審議に付す。平成29年7月18日提出。双葉町農業委員会会長 藤田博司。

20ページをご覧いただきたいと思います。番号2、譲渡人 双葉町大字山田字*****

番地 *****。譲受人 双葉町大字山田字*****番地 *****。土地の表示、山田字*****。地目田306平方メートル。譲渡人経営面積、田25, 340. 49平方メートル、畠3, 017平方メートル、計28, 357. 49平方メートル労働力2人、移転理由交換。譲受人経営面積、田9, 653平方メートル。畠4, 280平方メートル。計13, 933平方メートル。譲受人労働力、3人、移転理由、交換。労働力2人。交換。

こちらに関しましては、避難指示区域での新たな権利の取得は、耕作が可能でない限り認められないというのが、基本な考え方であります。

しかしながら、本件につきましては、震災前から交換した形で耕作していたということですので、「新たな取得」にはならない。農地法第3条許可申請の「追認」というかたちになります。また、震災前から交換後の農地で相互が耕作していたということを、第三者であります隣接地権者より確認を得ております。

なお、本件につきましては事務局審査では、農地法第3条第2項各号に該当しておりますので、許可基準を満たしております。

ご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

すいません、5ページと20ページの訂正をお願いいたします。譲渡人の*****さんの住所が「*****」になっていますが、「*****」に訂正願います。20ページの譲受人*****さんの住所が「*****」になっていますので「*****」に訂正願います。誠に申し訳ありません。

◆議長（藤田会長）

これから議案第1号及び議案第2号の審議に入ります。

本件にかかる調査結果を地区調査委員である 熊 利美 委員から報告をお願いします。

○熊委員

はい。報告いたします。*****さんには、7月11日10時5分ごろ勤務先に電話しました。今回の申請について聞いたところ、内容について間違いありませんとのことでした。それから*****さんは息子さんの*****さんのほうに7月11日、18時と19時に電話しましたが、留守電になっていたために、7月12日、18時に電話をしますと留守電を入れておいたところ、7月11日の20時頃電話がかかってきました、申請内容について確認しましたが、申請内容については間違いありませんとのことでした。譲渡理由については、農道整備の際、お互いの農地を交換することで耕作しやすくなつたため、交換して作付をしておりましたが、正式な登記が必要と判断し、今回申請に至ったとのことでした。

また、2人とも避難指示解除後は地元に戻り、営農を再開すると言っていました。以上で報告を終わります。

◆議長（藤田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見等ありましたら挙手してお願いします。

（なし）

質疑、ご意見ありませんか。

（なし）

質疑、ご意見なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第1号の所有権移転の許可申請、及び議案第2号の所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。議案第1号及び議案第2号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請の通り許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第3号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題といたします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

（事務局長議案朗読）

それでは皆さまのお手元の34、35ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について。農地法第3条第1項及び同法施行令第3条の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。平成29年7月18日提出。双葉町農業委員会会長 藤田博司。

35ページでございます。

番号3、譲渡人 双葉町大字鴻草字*****番地 *****。譲受人 双葉町大字鴻草字*****番地 *****。土地の表示、大字鴻草字*****。田面積412平方メートル、外*筆。鴻草字*****。畠958平方メートル、外*筆、合計、田17,166平方メートル、畠1,324平方メートル。移転の理由が贈与でございます。当事者経営地、譲受人、田18,904平方メートル。畠1,324平方メートル。計20,228平方メートル。譲受人労働力、3人。受贈し、引き続き農業経営を主宰する。以上でございます。

内容に関しましては、生前贈与での所有権移転での申請となります。

本件につきましては事務局で審査いたしまして、農地法第3条第2項各号に該当してお

りませんので、許可基準を満たしております。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

◆議長（藤田会長）

これから議案第3号の審議に入ります。

本件にかかる調査結果を地区調査委員である 吉田晴男 委員から報告願います。

○吉田委員

報告します。譲渡人*****さんに7月9日20時に電話を入れて連絡を取りました。申請内容について確認したところ、間違いないとのことでありました。譲受人*****さんについても7月9日20時15分に確認を取りました。*****さんについても、今回の申請内容について間違いないということあります。

譲渡理由につきましては、*****さんは*****さんでありまして、避難する前から営農の中心となって作業されておりました。避難が解除ってなった場合は、戻って営農を再開したいとのことでした。仕事で*****にいるんで定年になった後にということ付け加えられました。以上でございます。よろしくお願ひします。

◆議長（藤田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見等ありませんか。

○泉田委員

事務的な確認になりますけど、先ほど*****畠地、削除するという話でしたけど、これいろいろ数字変わってるけど、これ申請書が出てて、どうなのこれ。途中でカットして、清書ではここに載ってないの。これ写しつけてことで、清書には載ってんの。そうすっといろいろ変わってくるよ、申請書の。

○中野課長補佐

今、泉田委員からお話のあった件で、補足して説明させていただきます。なぜこの部分を急きよ外すかというお話しから説明させていただきますが、ここの部分については鴻草と渋川の地元の方はご存じの方もいらっしゃると思うんですけども、実は*****のほうで太陽光の事業計画があります。で、ここの部分についてはあやふやな部分があるのですが、今後本格的に農地転用の5条申請が上がってくる見込みでありますので、予め計画があるものを3条許可というのもどうなのかということもあって、事務局の方からこちらの代理人の行政書士に問い合わせてみました。それでこちらの方で急きよ*****さんと連絡して本人と話してほしいということでしたので、今日、直接ご本人とお話しさせていただきま

して、説明した結果、急きよ外すということとなりましたので、こちらの部分についてはその前に印刷してしまったので、こちらを補正して、こちらの方でやらせていただくということで対処させていただきますのでご理解いただければなと思います。よろしくお願ひいたします。

○泉田委員

わかったといえばわかったんだけどな。それでいいのかな。

○中野課長補佐

許可証のときはこちらを削除云々ということで、入れさせていただきます。

○泉田委員

事務的なことだということだから、結局あとは事務的に間違いがなければそれでいいんだけど。

○中野課長補佐

今後、今から具体的な話になろうかと思うんですが、*****さんの方で具体的な事業計画になった後、復興整備計画、以前に中野地区と同じように、復興整備計画に上がってくる予定ではあります。その際に以前は町の方の事業ということで、農地転用に関わる皆さんから印鑑を取る作業というのが省かれていたのですが、今回は民間事業ということで、各地権者さんの方から印鑑をいただくようなかたち、通常の5条申請と同じような手続きになります。

その際に、農地転用の許可をするような形になりまして、その後農地でないかたちになったうえで贈与する、という形を探させていただくようになると思います。以上です。

○泉田委員

それは俺に言わなくていいんだけど、それは後のことだから、今現在のことだけだから、今審議に上がってるのは。まあわかりました。私は。

○渡邊委員

具体的な計画なんかはもう相談に来ているのですか。

○志賀事務局長

話に関しましては、以前、私も地権者の一人ということで、説明会には出席しました。ただ、*****からの基本的な話というのはまだない状況ですけども、町の復興計画の担当している部署の方からこの間ある程度の話はありました。今後、復興整備協議会のほうに諮るために、計画書に載せるというような状況もあります。

今後の段取りとしましては、またそういう本格的な話があり次第ですね、こちら農業委員会のほうにもご報告、また土地改良区も含めてですね、国とも協議していかなきゃならないので、今後新たな詳細的なものは*****なり、町の担当部署から話があると思います。今のところはまあある程度概略でございます。どの辺というだけのことで、面積がいくらかというのは、まだ提示はされておりません。以上でございます。

◆議長（藤田会長）

そのほか皆さんの方からご質問はありませんか。

（なし）

ではそのような内容だということで、質疑を終わりたいと思います。お諮りいたします。議案第3号の所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。議案第3号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請の通り許可することに決定いたしました。

以上で、本日の提出された議案は、すべて終了いたしました。

引き続き、下記事項について協議。

- (1) 平成29年8月定例総会の開催及び日程について
- (2) 復興シンボル軸整備の事業計画について（福島県相双建設事務所より説明）
- (3) 農業者年金加入推進部長の推薦について
- (4) その他（なし）

引き続き、下記事項について事務局より報告。

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- (2) 復興祈念公園の都市計画決定について
- (3) 東日本旅客鉄道株式会社による農地の一時使用及び東北電力株式会社による農地の一時使用について
- (4) 転用許可事業の工事完了報告について
- (5) 農業経営改善計画の認定について

- (6) 「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の実施について
- (7) その他
 - ・農業者年金受給権者からの現況届の処理の報告

閉会時間 14時 24分

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長 藤田 博司 Ⓡ

議事録署名人 西尾 富雄 Ⓡ

議事録署名人 吉田 晴男 Ⓡ